

全国商工会議所青年部連合会の表記に関する規程

平成15年 2月 7日 制定

平成20年 3月15日 改正

全国商工会議所青年部連合会が会員および商工会議所関係諸団体に発信する正式文書等（発信文書において発信者名を表記する、「主催：〇〇」と表記する等）では、組織名を下記の例に倣って表記するものとする。ただし、商工会議所関連団体等以外への発信の場合には正式名称を使用する。

記

1. 団体名の表記

<正式名称> 全国商工会議所青年部連合会

↓

<表記> 日本商工会議所青年部

2. ブロック大会主催者の表記

日本商工会議所青年部 〇〇ブロック商工会議所青年部連合会

上記のとおり、2つの団体名の上に半角の空白を設けること。